令和７年度

市内業者での購入・施工限定！！

秩父市住まいの防犯用具 購入費補助金

秩父市では、住宅侵入盗及び自動車盗の犯罪を未然に防止し、安全・安心なまちづくりを推進するため、住宅・自動車の防犯用具の購入費及び設置工事費の一部を補助します。

補助金額：１万円まで（千円未満切捨て）
申請期間：５月１２日（月）～
予算上限に達するまで（先着順）

対象者	**以下の要件を全て満たす方** **①秩父市内に住民登録している世帯主** **②住宅・自動車の所有者でない場合は、所有者の同意を得ていること** **③令和7年4月1日以降に防犯用具を購入していること** **④市税の滞納がないこと**
補助対象となるもの	**①カメラ付きインターホン　②補助錠** **③サムターンカバー　④センサーライト** **⑤センサーアラーム　⑥防犯フィルム** **⑦自動車用タイヤロック　⑧自動車用ハンドルロック** **⑨自動車用ペダルロック　⑩自動車用防犯アラーム** ※同一品目の複数購入、複数品目の購入も可能です。
補助金額	**防犯用具の購入費・設置工事費に相当する額** **（上限1万円・千円未満切捨て）** ※販売業者・施工業者は秩父市内業者に限ります。
ご注意	**申請には、申請書類一式の提出が必要です。** **詳細は危機管理課へお問い合わせ、** **もしくは市ホームページをご覧ください。** **市ホームページはこちら→** https://city.chichibu.lg.jp/4747.html

補助金に関する相談　危機管理課　0494-22-2206

申請について

・戸建て、集合住宅ともに申請可能です。
　※法人や商店などの事務所、店舗としてのみ使用している場合は対象外です。

・申請は1回のみです。過去にこの補助金の交付を受けている世帯は対象外です。

・暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する方は対象外です。

・購入前に、補助対象の防犯用具に当てはまるか必ずご確認ください。

申請書類

【全ての方】

①申請書兼請求書（様式第1号）	：危機管理課窓口で配布、又は市ホームページよりダウンロードしたもの
②領収書又は写し	：防犯用具の内容、申請者氏名、施工日又は購入日、領収金額、領収年月日、販売店等の名称、所在地が記載されたもの
③購入した防犯用具の確認書類	：取扱説明書やカタログ等、購入したものが補助対象の防犯用具であると確認できるもの
④防犯用具取り付け後の写真	：防犯用具を購入し、取り付けた後の写真
⑤本人確認書類書類の写し	：申請者の運転免許証、マイナンバーカード等
⑥振込先口座の確認書類	：通帳、キャッシュカード、WEB通帳等の写し
⑦誓約書（様式第2号）	：危機管理課窓口で配布、又は市ホームページよりダウンロードしたもの
⑧補助金書類等チェックシート	：危機管理課窓口で配布、又は市ホームページよりダウンロードしたもの

【住宅・自動車の所有者でない場合】

⑨同意書	：危機管理課窓口で配布、又は市ホームページよりダウンロードしたもの

申請先

秩父市役所　本庁舎3階　危機管理課
【申請期間】5月12日（月）～予算上限に達するまで
【受付時間】平日9時～17時

補助金に関する相談　危機管理課　0494-22-2206